

資金管理料金・情報管理料金について

平成 16 年 7 月
(財)自動車リサイクル促進センター

(財)自動車リサイクル促進センターは、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)第92条第1項、第114条に基づき、経済産業大臣・環境大臣より平成15年6月24日付けで資金管理法人、情報管理センターとして指定を受け(合わせて指定再資源化機関としての指定も受けている)、平成17年1月1日の法の本格施行に向けて鋭意準備を進めているところ。

資金管理法人、情報管理センターは、それぞれ法第73条第6項、同条第4項の規定に基づき、再資源化預託金等の管理に関する料金(以下「資金管理料金」という。)、情報管理料金を経済産業大臣・環境大臣の認可を受けて定めることとされている。これを踏まえ(財)自動車リサイクル促進センターは、それぞれ具体的に必要な費用を積み上げ、以下の額を算出し、平成16年7月1日付けで経済産業大臣・環境大臣に対し認可を申請したところ。

なお、資金管理料金として算出した額については、平成16年6月21日に開催された第4回資金管理業務諮問委員会において了承済み。

資金管理料金(法第73条第6項関係)

- ・新車購入時預託 : 380円/台
- ・継続検査時預託及び引取時預託 : 480円/台

リサイクル料金の預託時点が、新車購入時、継続検査時、及び引取時のいずれかとなるかによって、リサイクル料金の收受コストが異なることから、預託の時点により異なる資金管理料金体系とする。

情報管理料金(法第73条第4項関係)

: 130円/台

(注)情報管理センターは、上記の情報管理料金以外に、ファックスを利用して移動報告を行う関連事業者に納めていただく書面利用移動報告手数料(法第82条第3項関係)及び情報管理センターのファイルに記録されている事項の書類等の交付を請求する関連事業者等に納めていただく書類等交付手数料(法第85条第4項関係)についても経済産業大臣・環境大臣の認可を受けて定めることとされているが、これらについても現在認可申請中。

資金管理料金の設定の考え方について

1. 資金管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第73条第6項の規定に基づき、資金管理法人は再資源化等預託金及び情報管理預託金(以下「再資源化預託金等」という。)を預託する者に対し、再資源化預託金等の管理に関し、主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができることとなっている。

具体的には、自動車メーカー等が公表する再資源化預託金等の預託を受ける(収受する)時点(新車については新車購入時、既販車については制度スタート後最初の継続検査時または引取業者における使用済自動車の引取時)において、再資源化預託金等とは別に、資金管理料金を収受することとなっている。

資金管理料金の額は、資金管理法人たる(財)自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて設定する必要がある。

2. 資金管理業務に要する費用の構成要素

資金管理料金は、新車購入時、継続検査時等(制度施行後3年間)又は使用済自動車の引取時にリサイクル料金とあわせて収受することとなっているが、資金管理業務に要する費用の内訳を各収受形態別に整理すれば以下のとおりとなる。

収受形態		会計上の費目	内 訳
各 収 受 形	新車購入時 預託	新車購入時預託関連費	・自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)に対する委託手数料(預託関連業務) ・印刷物作成・送付費 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(新車) ・理解普及活動費(2008年度以降) 等

態 に 直 課 で き る 費 用	継続検査時 等預託	継続検査時等預託関連 費	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業者、運輸支局等近傍の団体に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 ・運輸支局等近傍の団体に設置する専用端末設置関連費 ・印刷物作成・送付費 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(既販車) <p style="text-align: right;">等</p>
	引取時預託	引取時預託関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・引取業者に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(既販車) <p style="text-align: right;">等</p>
各 収 受 形 態		システム関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守費(資金管理法人分) ・外部ネットワーク運営費(資金管理法人分) ・ファクスシステム運営費(資金管理法人分) ・会計システム保守費(資金管理法人分)
		サポート業務運営委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター運営費(資金管理法人分) ・コンタクトセンター運営費(資金管理法人分)
	新車購入時 預託 継続検査時 等預託	理解普及活動費 (2007年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者向け説明会費(資金管理法人分) ・自動車所有者・ユーザー向け広報費

に 共 通 の 費 用	引取時預託	資金運用管理費	・資金運用等に関するコンサルタント費、資金運用に必要な情報機器設置・利用料等
		その他の事業費	・役員報酬／給料手当(資金管理法人分) ・福利厚生費(資金管理法人分) ・倉庫賃借料 ・委員会運営費 ・登録情報等取得費(番号変更等) ・調査事務委託費 等
		管理費 会議費 旅費交通費 光熱水料費(資金管理法人分) 賃借料(資金管理法人分) 諸謝金(資金管理法人分) 支払利息 等	

3. 自動車製造業者・輸入業者の費用負担

自動車製造業者・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、資金管理法人の業務運営に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られており、具体的には、産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、

自動車製造業者・輸入業者は、

資金管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額
情報システム機器のリース費用やメンテナンス費用、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車製造業者・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額
を負担するという考え方が示されている。

したがって、自動車所有者が負担する資金管理料金の算定にあたっては、資金管理業務の実施に要する費用から、自動車製造業者・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが必要となる。

なお、資金管理等に要するシステムのプログラム構築費用と前年度までの施行準備に要する指定法人の人件費等のイニシャルコストについて、自動車製造業者・輸入業者は3指定法人分全体で100億円弱、うち資金管理法分として50億円弱を負担している。

以下においては、自動車製造業者・輸入業者の負担額を控除した後の費用を前提として、資金管理料金の設定の考え方を整理する。

4. 資金管理料金の設定に関する具体的な考え方

- (1) 資金管理料金は、新車購入時預託に加えて、既販車については継続検査時等までに再資源化預託金等とともに収受することとなっているため、通常の車は3年の間に1度は車検の機会があることからすれば、(財)自動車リサイクル促進センターには制度施行後当初3年間で7000万台を超える台数分の資金管理料金が集まることになる。

他方、実際のコストは、収受時点のみではなく再資源化預託金等が自動車製造業者等に払い渡されるまでの間の管理コストとして順次発生するものもあるため、制度の構造上、複数年度で適正原価を判断し、収支均衡させることが必要不可欠なものとなっている。

- (2) 資金管理料金の具体的な算定方法は、以下のとおり。

上記2.のとおりに、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託の各収受形態ごとに収受に要する部分の費用の内容は異なるため、この部分については、自動車所有者への説明性・公平性の観点から、収受形態別に適正原価の積み上げを行うことが適当。

他方、3種すべての収受形態に共通する費用(システム関連費、サポート業務運営委託費、理解普及活動費(施行後3年間分)、資金運用管理費、その他の事業費、管理費)については、合理的な按分基準を用いて各収受形態別の料金に配賦することが必要。

この際の考え方として、既販車の平均使用年数は5.5年と推定されるため、既販車について全てが使用済みとなるまでには約11年を要することになるという点が重要。

したがって、制度スタートから11年目までは、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託、の車が理論上併存することになるため、当初11年間は、共通費用は～の各預託時期のパターンの車全てから均等に回収することとし、12年目以降は、の預託パターンで共通費用を回収することが妥当ということになる。

よって、当初11年間は、11年間に必要となる共通費用の総コストを、～の各々の預託時期のパターン別の11年間の総台数で割って、各々のパターン別の資金管理料金の共通費用部分を算出することとなる。

以上により、資金管理料金の水準は、制度施行後11年間で収支均衡させることとしつつ、新車購入時預託、継続検査時等預託、引取時預託の3種の収受形態別に、直課可能なものは直課し、共通費用の部分は按分することにより算出するものとする。

以上

情報管理料金の設定の考え方について

1. 情報管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第73条第4項の規定により、再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金として情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める料金に相当する額の金銭を、情報管理預託金として資金管理法法人に対し預託しなければならない。

また、自動車リサイクル法第76条第6項の規定により、情報管理センターは、自動車リサイクル法第81条第1項の移動報告がされたときは、当該報告がされた使用済自動車に係る情報管理預託金について、資金管理法法人に対し、その払渡しを請求することができる。

情報管理料金の認可申請については、自動車リサイクル法施行令第7条の規定により、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2. 情報管理業務に要する費用の構成要素

自動車の所有者に負担を求める情報管理業務に要する費用のうち主なものは以下のとおり。

会計上の費目	内 訳
システム関連費	・外部ネットワーク運営費 ・システム保守費 ・会計システム保守費
サポート業務運営委託費	・データセンター運営費 ・コンタクトセンター運営費
理解普及活動費	・関係事業者向け説明会費
その他事業費	・役員報酬 / 給料手当 ・福利厚生費

管理費 ・旅費交通費 ・通信運搬費 ・賃借料 ・諸謝金 ・支払利息 等	
--	--

3. 自動車メーカー・輸入業者の費用負担

自動車メーカー・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、情報管理センターの業務運営に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られており、具体的には、産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、

自動車メーカー・輸入業者は、

情報管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額
 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子
 マニフェスト制度の関係事業者向けの普及に必要な費用といった自動車メー
 カー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額
 を負担するという考え方が示されている。

したがって、自動車所有者が負担する情報管理料金の算定にあたっては、情報管理業務の実施に要する費用から、自動車メーカー・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが前提となる。

4. 情報管理料金の設定に関する具体的な考え方

- (1) 情報管理料金は、情報管理業務に要する費用を積上げて適正な原価を超えない水準として算定するものであるが、大規模なシステム・仕組みであるため、制度施行当初のシステム稼働や理解普及活動等に要する立ち上げ費用の回収について考慮する必要がある。

- (2) これらの立ち上げ費用については、システムの平均耐用期間を約5年と想定しており、6年目には、システムの大幅な改修に伴って同様の立ち上げ費用が再び必要となることを見込まれることから、5年目までに当初の立ち上げ費用を回収することが適当とのこととなるため、5年間で累積収支が均衡するように1台毎の情報管理料金の水準を設定することとなる。
- (3) 以上の考え方により、情報管理料金の水準を計算すれば、別添の情報管理料金算定表のように、情報管理料金は1台あたり130円とする。

以上

書面利用移動報告手数料の設定の考え方について

1. 書面利用移動報告手数料の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)の第82条第3項の規定により、関連事業者等は、情報管理センターに対し、情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、当該移動報告を書面の提出により行うことができる。

当該手数料の額の認可申請については、自動車リサイクル法施行令第7条の規定により、認可を受けようとする手数料の額及び移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務(以下「ファイル記録業務」という。)の実施に要する費用の額に関して主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2. 書面利用移動報告手数料に要する費用の構成要素

ファイル記録業務に要する費用のうち主なものは以下のとおり。

会計上の費目	内 訳
書面利用移動報告事業費	・書面利用移動報告用紙印刷・送付費 ・年次報告申請書・送付費 ・ファクシミリ通信費 ・利用明細書印刷・送付費 ・料金徴収委託費
システム関連費	・代行印刷費 ・ファックスシステム運営費
サポート業務運営委託費	・コンタクトセンター運営費

3. 書面利用移動報告手数料の設定に関する具体的な考え方

- (1) 書面利用移動報告手数料は、個別の記載事項ごとに設定されるものであるが、記載事項をファイル記録業務の内容に応じ3つに類別し、類別ごとに同一手数料を設定する。設定においてはファイル記録業務に要する費用を類別ごとに積上げて、適正な原価を超えない水準とする。しかしながら、大規模なシステム・仕組みであるため、制度施行に先立つシステム稼働や準備活動等に要する立ち上げ費用の回収について考慮する必要がある。
- (2) これらの立ち上げ費用については、システムの平均耐用期間は約5年と想定しており、6年目には、システムの大幅な改修に伴って同様の立ち上げ費用が再び必要となることが見込まれることから、5年目までに当初の立ち上げ費用を回収することが適当とのこととなるため、5年間で累積収支が均衡するように類別ごとの書面利用移動報告手数料の水準を設定することとなる。
- (3) 以上の考え方により、書面利用移動報告手数料の水準を計算すれば、別添の書面利用移動報告手数料算定表のように、各書面利用移動報告手数料は以下の通りとなる。

(消費税別)

	手数料項目	手数料単位	手数料
1	移動報告手数料	車台	112円
2	特定再資源化等物品移動報告手数料	申請書及び 荷姿に紐付けられた車台	332円 15円
3	フロン類年次報告手数料	申請書	556円

以上

書類等交付手数料の設定の考え方について

1. 書類等交付手数料の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)
第85条第1項の規定により、関連事業者等は、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であってその者が引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品(以下「使用済自動車等」という。)に係るものについて当該事項を記載した書類の交付を請求することができる。

自動車リサイクル法第85条第2項の規定により、関連事業者等(引取業者を除く。)は、使用済自動車等の引取りを求められたときは、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、書類等の交付を請求することができる。

また、自動車リサイクル法第85条第3項の規定により、同法第31条第1項の認定を受けた自動車製造業者等は、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該自動車製造業者等が当該認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車に係るものについて、書類等の交付を請求することができる。

これらの書類等の交付を請求する者は、自動車リサイクル法第85条第4項の規定により、情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料(以下「書類等交付手数料」という。)を納めることとされており、当該手数料の認可申請については、自動車リサイクル法施行令第12条の規定により認可を受けようとする手数料の額及び書類等の交付の業務の実施に要する費用の額に関して主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2. 書類等交付手数料に要する費用の構成要素

書類等交付業務に要する費用のうち主なものは以下のとおり。

会計上の費目	内 訳
書類等交付事業費	・申請書印刷・送付費 ・ファクシミリ通信費 ・利用明細書印刷・送付費 ・料金徴収委託費
システム関連費	・代行印刷費 ・ファックスシステム運営費
サポート業務運営委託費	・コンタクトセンター運営費

3. 書類等交付手数料の設定に関する具体的な考え方

- (1) 書類等交付手数料は、個別の記載事項ごとに設定されるものであるが、記載事項を書類等交付業務の内容に応じて3つに類別し、類別ごとに同一手数料を設定する。設定においては書類等交付に要する費用を類別ごとに積上げて、適正な原価を超えない水準とする。しかしながら、大規模なシステム・仕組みであるため、制度施行に先立つシステム稼働等に要する立ち上げ費用の回収について考慮する必要がある。
- (2) これらの立ち上げ費用については、システムの平均耐用期間を約5年と想定しており、6年目には、システムの大規模な改修に伴って同様の立ち上げ費用が再び必要となることを見込まれることから、5年目までに当初の立ち上げ費用を回収することが適当とのこととなるため、5年間で累積収支が均衡するように類別ごとの書類等交付手数料の水準を設定することとなる。
- (3) 以上の考え方により、書類等交付手数料の水準を計算すれば、別添の書類等交付手数料算定表のように、各書類等交付手数料は以下の通りとなる。

(消費税別)

	手数料項目	手数料単位	手数料
1	ファクシミリ利用書類等交付手数料	申請書	185円
2	郵便利用書類等交付手数料	申請書	840円
3	解体報告記録交付手数料	交付書類	41円

以上